

静岡県立大学高等学校等に在学する者に関する科目等履修生細則

令和6年4月1日 細則第73号

(目的)

第1条 この細則は、静岡県立大学科目等履修生規定（平成19年4月1日制定 規程第59号）第3条の2に基づき、高等学校及び中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校第3学年まで（以下「高等学校等」という。）に在学する者が学部生を対象に開設する授業科目を履修することに関し必要な事項を定めるものとする。

(出願手続)

第2条 高等学校等に在学する科目等履修生として入学を志願する者は、指定の入学願書及び在籍する高等学校等の学校長からの推薦書を提出しなければならない。

(入学者の選考及び入学許可)

第3条 高等学校等に在学する科目等履修生として入学を志願する者があるときは、志願する者が履修を志望する授業科目に応じて、各学部教授会又は全学教務委員会の選考を経て、学長が入学を許可する。

(履修制限)

第4条 高等学校等に在学する科目等履修生が履修することができる授業科目は、募集要項にて定める。

2 科目等履修生が履修することができる授業科目の単位数は、通算8単位以内とする。ただし、学長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(入学前の既修得単位の認定の適用除外)

第5条 静岡県立大学科目等履修生規程第8条の規定により授与した単位が、在学する高等学校等における科目の単位として認定された場合は、当該授与した単位については、静岡県立大学学則第40条第1項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。